

新潟市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 12月 26日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第 75 号

新潟市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市都市公園条例施行規則（昭和32年新潟市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条の3の表秋葉公園野外音楽堂の項及び西川ふれあい公園西川だいろの家の項を削る。

第1条の4の表に次のように加える。

西川ふれあい公園西川 だいろの家の和室	1月4日から12月30日まで (火曜日を除く。)	午前9時から午後5時 まで
------------------------	-----------------------------	------------------

第5条の2第1項第2号中「別記様式第7号による」を「別に定める」に改める。

第5条の3に次の1項を加える。

- 3 西川ふれあい公園西川だいろの家の和室の利用については、市長が適当と認める方法により許可を受けなければならない。

第7条の2第1号中「別記様式第7号による」を「別に定める」に改める。

第11条第1項の表8の項中「同条第26項」を「同条第28項」に改める。

第11条の2中「別表第3（1）工備考」を「別表第3（4）備考」に、「別記様式第8号の2による」を「別に定める」に改める。

第12条の3第1項中「別記様式第8号の3」を「別記様式第8号の2」に改める。

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号 削除

別記様式第8号の2を削る。

別記様式第8号の3中「第12条の2関係」を「第12条の3関係」に改め、同様式を別記様式第8号の2とする。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 第1条の3の表秋葉公園野外音楽堂の項及び西川ふれあい公園西川だいろの家
の項を削る改正規定、第1条の4の表の改正規定並びに第5条の3に1項を加える改正規定 令和7年4月1日